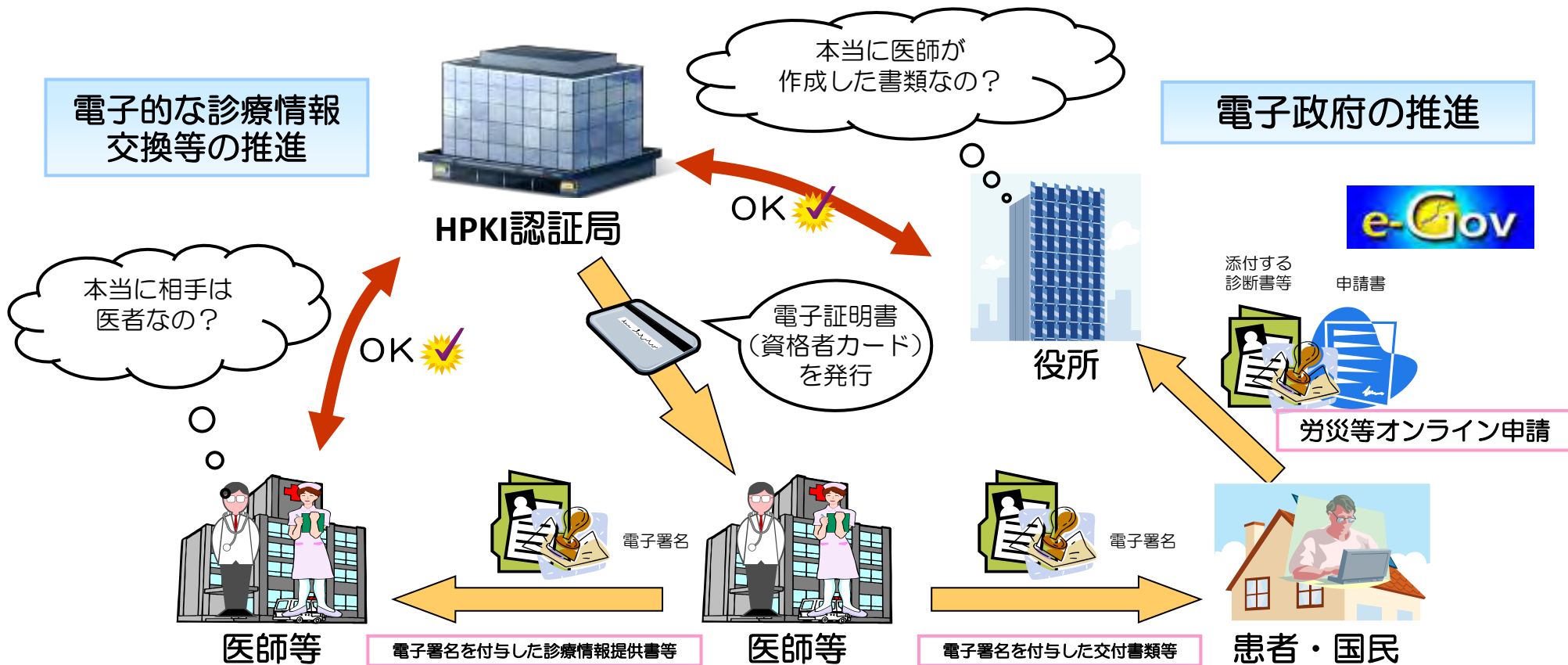


医療における公開鍵基盤(HPKI)

電子署名による診療情報提供書等の安全なやりとり

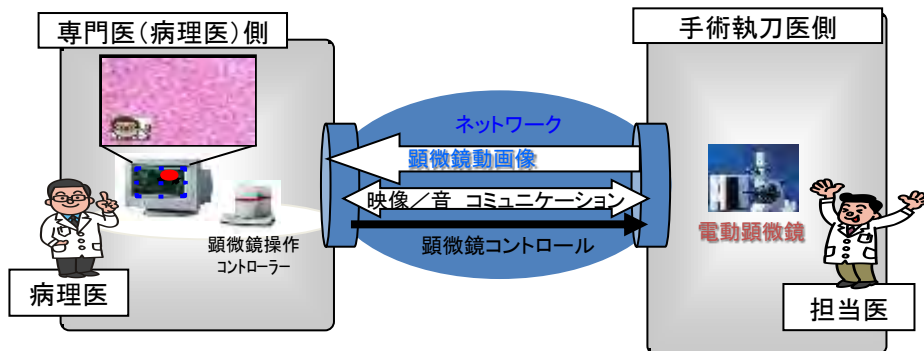
厚生労働省 → ジャパンネット株式会社が運営管理



遠隔医療について

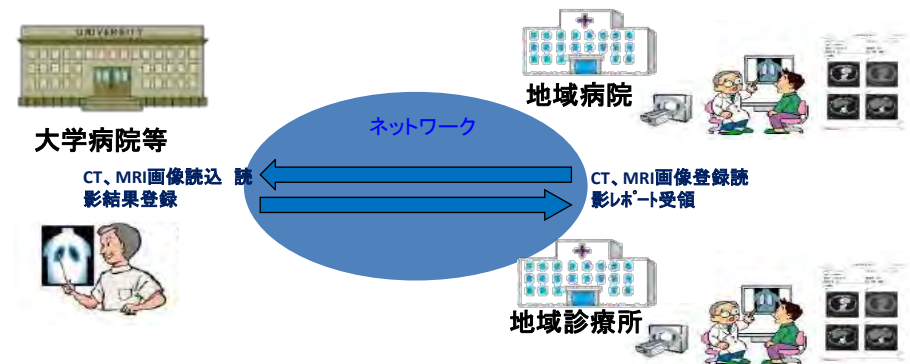
遠隔病理診断(テレパソロジー)

- 【概要】体組織の画像や顕微鏡の映像を送受信するなどし、遠隔地の医師が、特に手術中にリアルタイムに行う遠隔診断を行う。
- 【効果】リアルタイムで手術範囲の決定など専門医の判断を仰ぐことができる。



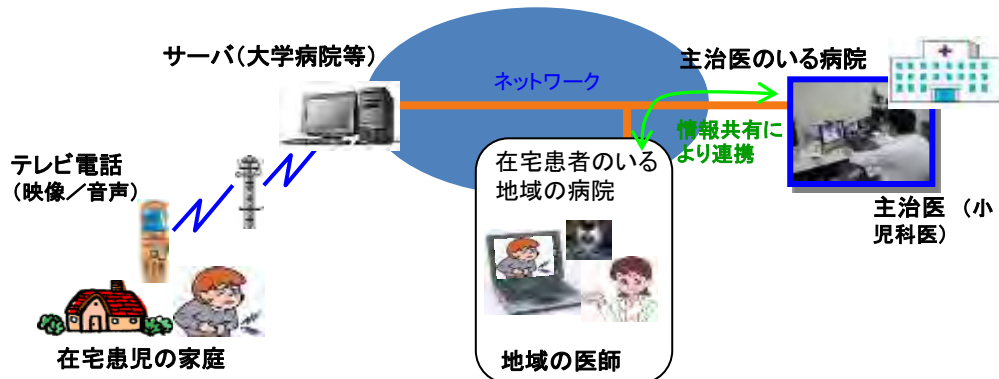
遠隔放射線診断(テレラジオロジー)

- 【概要】X線写真やMRI画像など、放射線科で使用する画像を通信で伝送し、遠隔地の専門医が診断を行う。
- 【効果】専門医による高度で専門的な診断を受けられる。



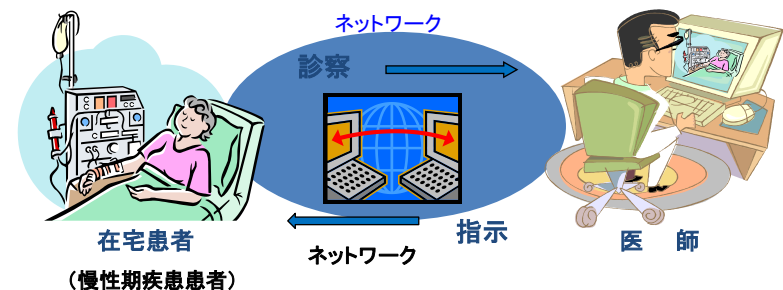
遠隔相談(テレコンサルテーション)

- 【概要】画像を見ながら遠隔地の医師との症例検討を行うなど、医師等に指導を行う。また、在宅の患者とのコミュニケーションを図る。
- 【効果】医療の地域間格差の解消、患者やその保護者などの安心感向上につながる。



在宅医療(テレケア)

- 【概要】情報通信端末で測定した生体情報(体温、血圧、脈拍、尿糖値等)やテレビ電話等を通じ患者の映像・音声等を遠隔地の医師へネットワークを通じ送信し医師に対し有用な情報を提供。
- 【効果】交通インフラが不十分であったり、高齢化・過疎のため受診が困難な慢性期疾患患者に対する医療の提供が可能となる。



遠隔医療の普及・推進

I 遠隔医療が認められる要件の明確化



柔軟な判断ができることを明確化

- ・遠隔診療についての通知を一部改正し、厚生労働科学研究の成果に基づき対象となる病名の例示を追加するなど、遠隔医療が認められるべき要件の明確化を行った。（平成23年3月）
- ・「直接の対面診療に代替し得る程度の患者の情報が得られる場合」には遠隔診療を行うことを認めており、医療現場で柔軟に判断できることをすでに通知上、明確にしている。

II インセンティブの付与



補助事業の実施、診療報酬上も評価

- ・遠隔医療のための情報通信機器の整備に対する補助事業を平成13年度より実施している。
- ・遠隔病理診断には平成12年度より、遠隔画像診断には平成14年度より、診療報酬による評価を行っている。
- ・遠隔モニタリングによる心臓ペースメーカー指導管理に対し平成22年度より診療報酬上で評価し、平成24年度改定では単価の引き上げを行った。

III 今後の取組

- ・遠隔医療の普及・拡大に向けた厚生労働科学研究の実施。
- ・安全性・有効性等についてエビデンスが得られた遠隔医療について、診療報酬改定のタイミングで随時、診療報酬上の手当を検討する。